

BSE発生前及び現在のデータ(カナダ)							
		BSE牛が確認される以前(2003年5月20日以前)			2005年現在		
①SRM除去の遵守率	遵守状況	SRM除去の義務付けなし(2003年8月から義務付け)			と畜場及び食肉処理施設は、SRMの除去が義務付けられ、HACCP又はSSOPによる管理が要求されている。FSIS検査官は遵守状況について検証する。(2003年8月23日施行;連邦政府登録施設は2003年7月23日)		
②農場死亡牛	BSE検査の有無	○(カナダ諮問参考資料29)			○		
	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果	食用	飼料
		陽性	×	×?	陽性	×	×
		陰性	×	○ (97年~牛用は禁止)	陰性	×	○ (牛用は禁止)
	SRM除去の有無	×			×		
レンダリング後の用途	牛への給餌 可 (1997年のフィードバンまで)			牛への給餌 不可 (鶏、豚へは給餌可)			
③と畜場で異常を呈した(食用に供さない)牛	BSE検査の有無	○			○		
	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果	食用	飼料
		陽性	×	×?	陽性	×	×
		陰性	×	○ (97年~牛用は禁止)	陰性	×	○ (牛用は禁止)
	SRM除去の有無	×			×		
レンダリング後の用途	牛への給餌 可 (1997年のフィードバンまで)			牛への給餌 不可 (鶏、豚へは給餌可)			
④と畜場における30ヶ月齢未満の健康牛	BSE検査の有無	×			×		
	SRM除去の有無	×			○		
	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果	食用	飼料
		陽性	/	/	陽性	×	×
		陰性	/	/	陰性	×	○ (牛用は禁止)
レンダリング後の用途	牛への給餌 可			牛への給餌 不可 (鶏、豚へは給餌可)			
⑤20ヶ月齢以下の(日本向け輸出プログラムにより管理された)健康牛	SRM除去の有無	×			○		
	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果	食用	飼料
		陽性	/	/	陽性	/	/
		陰性	/	/	陰性	/	/
レンダリング後の用途	牛への給餌 可 (1997年のフィードバンまで)			牛への給餌 不可 (鶏、豚へは給餌可)			